

令和 8 年度 さいたま市立大砂土東小学校 P T A 総会資料

開 催：議決権行使による書面開催

（議決権行使期間：令和 8 年 5 月 1 日～5 月 9 日）

記

1 報告事項

- （ 1 ） 令和 7 年度 P T A 活動報告
- （ 2 ） 令和 7 年度 P T A 会計報告並びに監査報告

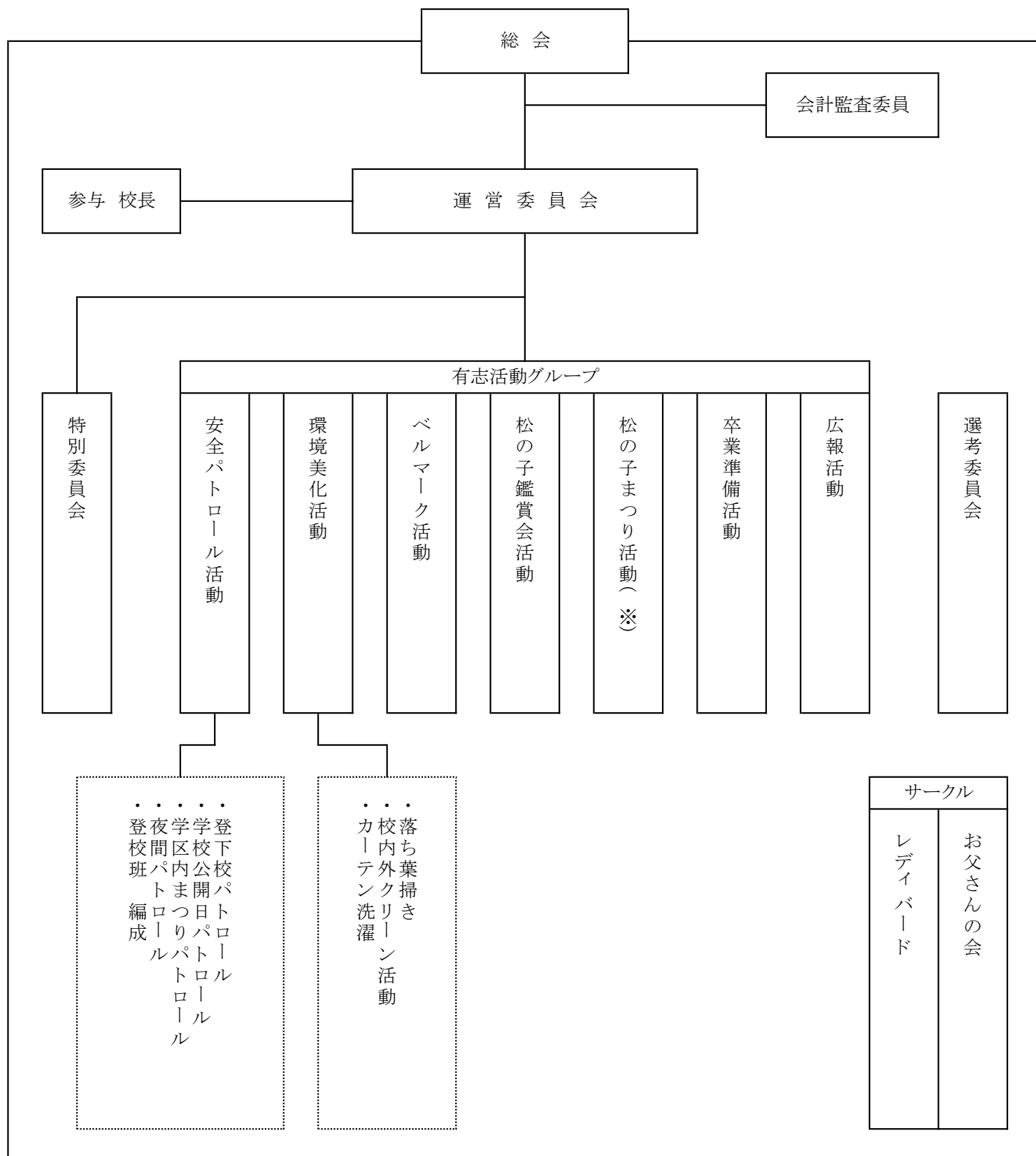
2 審議事項

- （ 1 ） 令和 8 年度役員及び会計監査委員選出 ~~（案）~~
- （ 2 ） 令和 8 年度 P T A 活動方針及び活動計画 ~~（案）~~
- （ 3 ） P T A 会則改定について ~~（案）~~
- （ 4 ） 令和 8 年度 P T A 会費予算 ~~（案）~~

3 感謝決議

大砂土東小学校 P T A

大砂土東小学校PTA組織図



※令和8年5月14日より、専門委員会・学年委員会を廃止し、有志活動グループとする。

※令和8年度は創立95周年行事を実施するため、松の子まつり活動の有志は募集せず。休止とする。

令和7年度PTA活動報告

《本部》

5月	・区連新旧会長会 ・令和7年度PTA総会 ・大砂土東地区 社会福祉協議会・総会
6月	・令和7年度第一回学校運営協議会 ・さいたま市PTA協議会見沼区連合会総会 ・学校安全ネットワーク連絡会議 ・さいたま市PTA協議会総会 ・さいたま市PTA協議会見沼区連合会 第1回つなが竜ミーティング、第1回会長会
7月	・堀崎町まつり ・大和田自治会こども夏祭り
8月	・堀崎町盆踊り大会 ・大和田自治会納涼盆踊り大会
9月	・さいたま市PTA協議会役員セミナー ・中間会計監査 ・さいたま市PTA協議会見沼区連合会 第2回会長会 ・東大宮秋祭り
10月	・育成会夜間パトロール ・本部役員説明会 ・さいたま市PTA協議会見沼区連合会 役員会

11月	・ふるさと見沼絵画展 設営・撤去 ・育成会夜間パトロール
12月	・第2回つなが竜ミーティング ・育成会パトロール4校合同
1月	・学校安全ネットワークボランティア研修会 ・堀崎町自治会新年のつどい ・大和田小学校 新入学・転学説明会 ・見沼区新年の集い ・新入学児童保護者説明会
2月	・第3回つなが竜ミーティング
3月	・本校卒業式 出席
4月	・本校入学式 出席 ・新旧運営委員会
備考	・役員会（3回） ・運営委員会（4回）

令和7年度PTA活動報告

《環境美化委員会》

5月	・第1回定例会
6月	
7月	
8月	
9月	・3役打合せ（定例会のアジェンダおよび2学期の活動についての打合せ） ・第2回定例会 ・落ち葉掃き係のリスト作成（11/25、12/1、12/15分） ・落ち葉掃き係へのお知らせ作成（11/25、12/1、12/15分）
10月	・がくぷりにて落ち葉掃き係へのお知らせ配信（11/25、12/1、12/15分） ・レッツ・ジョイン！クリーン活動のお知らせ作成 ・がくぷりにてレッツ・ジョイン！クリーン活動のお知らせ配信
11月	・3役打合せ（落ち葉掃き、レッツ・ジョイン！活動について、確認） ・落ち葉掃き（1回目） ・レッツ・ジョイン！クリーン活動
12月	・落ち葉掃き（2回目） ・落ち葉掃き（3回目）
1月	
2月	
3月	
4月	
備考	

《広報委員会》

5月	・定例会 電子版の配信方法検討、役割分担 ・「第一号」取材、原稿作成
6月	・「第一号」配信 ・「第二号」取材、原稿作成
7月	・「第三号」取材、原稿作成 ・「第二号」配信 ・「第一号、二号」印刷、関係者へ配布
8月	・「第三号」取材、原稿作成
9月	・「第三号」原稿作成 ・「第五号」打ち合わせ
10月	・「第四号」取材、原稿作成 ・「第三号」配信 ・「第五号」取材、原稿作成 ・「第四号」配信
11月	・「第五号」原稿作成 ・「第五号」配信 ・「第三号、四号、五号」印刷
12月	・振り返り（LINEグループにて） ・「第三号、四号、五号」関係者へ配布
1月	
2月	
3月	
4月	
備考	

令和 7 年度 P T A 活動報告

《ベルマーク委員会》

5 月	・新旧委員引継ぎ
6 月	【1 学期分】 ・ベルマークだより配信 ・回収封筒配布 ・ベルマーク封筒回収、仕分け作業（2 回） ・係宛自宅作業分の配布
7 月	
8 月	
9 月	・ベルマーク集計
10 月	【2 学期分】 ・ベルマークだより配信 ・回収封筒配布

11 月	・ベルマーク封筒回収、仕分け作業（2 回） ・係宛自宅作業分の配布
12 月	・ベルマーク集計 ・ベルマーク点数より児童還元品注文
1 月	【3 学期分】 ・ベルマークだより配信 ・回収封筒配布 ・児童還元品着荷確認
2 月	・ベルマーク封筒回収、仕分け作業（1 回） ・係宛自宅作業分の配布 ・ベルマーク集計
3 月	・ベルマークだより配信
4 月	
備 考	・毎月 1 回マルエツ大和田店、砂町店のベルマーク回収 ・みどり薬局カートリッジ回収 ・毎月給食用テトラパックの集計、FAX ・随時カートリッジ、テトラパックの集計、発送

令和7年度PTA活動報告

《安全パトロール委員会》

5月	・手紙(5・6・7号)作成、配布 ・育成会夜間パトロール ・安全P委員パトロール(3回/人)
6月	・手紙(8・9・10号、「梅雨・暑さ対策について」)作成、配布、がくぷり配信 ・学校安全ネットワーク連絡会議出席 ・安全P委員パトロール(3回/人)
7月	・手紙(9・10・11号・「大和田小学校通学路合同点検実施について」「東門付近の通学路一部見直しについて」)作成、配布、がくぷり配信 ・学区内まつりパトロール(堀崎町夏祭り) ・安全P委員パトロール(2回/人)
8月	・手紙(14号・「東門迂回路についてのアンケート」)作成、がくぷり配信 ・大和田小学校通学路合同点検参加 ・学区内まつりパトロール(東大宮サマーフェスティバル・堀崎町盆踊り・大和田町盆踊り)
9月	・手紙(12・13・15・16号「9/20 学校公開パトロール係の方へ」「東門迂回路施行開始について」)作成、配布、がくぷり配信 ・安全P委員パトロール(2回/人)
10月	・手紙(17・18号)作成、配布、がくぷり配信 ※17号は前期アンケート付なので自治会配布分は印刷し、地区ごとに配達 ・未就学児検診時に配布する「登校班と下校班編成について」作成し教頭先生に提出 ・安全P委員パトロール(2回/人)

11月	・手紙(20・22号)作成、がくぷり配信 ・通学班編成に関する印刷作業 ・安全P委員パトロール(2回/人)
12月	・手紙(21・25号「大和田小学校通学班編成について」)作成、がくぷり配信 ・「令和8年度通学班名簿作成のお願い」作成、配布 ・新入学児童保護者説明会事前打ち合わせ ・育成会夜間パトロール ・安全P委員パトロール(2回/人)
1月	・手紙(26・27・28号)作成、配布、がくぷり配信 ・令和8年度通学班名簿作成 ・新入学児童保護者説明会協力(受付・下校班編成)大砂土東小1/27・大和田小1/22 ・安全P委員パトロール(2回/人)
2月	・手紙(29・30号)作成、がくぷり配信 ・令和8年度通学班名簿作成 ・安全P委員パトロール(2回/人)
3月	・手紙(31号後期パトロールだより)作成、印刷、自治会地区ごと配布、がくぷり配信 ・学校安全ネットワーク連絡会議出席 ・令和8年度通学班名簿作成 ・第二回定例会
4月	・令和8年度通学班名簿完成・配布
備考	・通学班転出入の編成・管理(随時) ・班名簿作成 ・パトロール報告管理(-googleフォームでの回答の集計など) ・通学路要望書作成

令和7年度PTA活動報告

《松の子まつり実行委員会》

5月	・第一回定例会 ・キッチンカー出店問い合わせ開始	11月	・第六回定例会 ・引き継ぎ資料作成
6月	・「第一回松の子まつり参加団体代表者会議」資料作成、開催 ・まつりテーマ、体育館企画決定 ・参加団体の校庭配置検討開始 ・プレゼント引換券作成 ・キッチンカー出店契約書作成	12月	
7月	・第二回定例会 ・「事前準備係へのお知らせ」がくぷり配信	1月	
8月	・「キッチンカーメニュー」、「原材料一覧」「松の子まつりのおやくそく」、「当日マニュアル」作成 ・「松の子まつり開催のご案内」がくぷり配信	2月	
9月	・第三回定例会 ・まつり公式LINE作成 ・近隣へのまつり開催のお手紙作成 ・クイズ大会準備（問題・台本・ポスター作成、サポート児童募集、衣装検討、マイク・プロジェクター確認） ・「第二回松の子まつり参加団体代表者会議」資料作成、書面開催 ・「未就学児の参加希望アンケート」がくぷり配信 ・「当日係へのお知らせ」がくぷり配信 ・図書ボランティアへ読み聞かせ依頼 ・来場者プレゼント（ゼリー）購入	3月	
10月	・第四回定例会 ・第五回定例会 ・児童への配付物印刷 ・事前準備係による配布物入れ込み、ハイスコアシール切り分け、落ち葉掃き、近隣へのポスティング ・まつり前日準備 ・まつり当日	4月	
		備考	

令和7年度PTA活動報告

《学年委員会》

5月	・定例会2回(LINE含む) ・全体委員会、PTA総会議長選出 ・担当(給食試食会、松の子鑑賞会)ごとに進め方について話し合い ・育成会 夜間パトロール参加
6月	・松の子鑑賞会打ち合わせ
7月	・LINEにて給食試食会の打ち合わせ開始
8月	・給食試食会 がくぷり配信
9月	・松の子鑑賞会打ち合わせ2回
10月	・給食試食会1回、印刷物作成1回 ・給食試食会実施 ・松の子鑑賞会前日準備 ・松の子鑑賞会実施 ・育成会 夜間パトロール参加

11月	・卒業準備委員会 集金手伝い
12月	
1月	・カーテン洗濯係への手紙作成、がくぷり配信
2月	
3月	・卒業式当日手伝い
4月	
備考	

令和7年度PTA活動報告

《卒業準備委員会》

5月	・定例会1回 ・役割分担決め、児童記念品の内容検討、先生記念品検討 (以降LINEと定例会にて継続して話し合い) ・夜間パトロール参加
6月	
7月	
8月	・LINEでの打ち合わせ(2学期以降のスケジュールについて、記念品について等)
9月	・定例会1回 ・卒業準備金集金の打合せ、記念品と先生へのプレゼント等検討
10月	・定例会1回 ・記念品の選定、サンプル依頼 ・卒業準備金集金の打合せ、準備等

11月	・定例会1回 ・卒業準備金集金の手紙作成、がくぶり配信、記念品等検討、見積り確認 ・卒業準備金の集金、集計(2回)、記念品最終見積り、デザイン依頼
12月	・LINEでの打ち合わせ(スケジュール、記念品について等) ・卒業準備金再々集金の回収 ・記念品デザイン依頼・発注
1月	・定例会1回 ・先生方へのプレゼント検討 ・PTA室掃除 ・卒業式前日と当時の流れ確認
2月	・買い出し
3月	・定例会2回 ・記念品納品、袋詰め、お花紙作成 ・卒業式準備、前日飾り付け
4月	・本部副会長へ引き継ぎ
備考	

《本部》

令和7年度も大砂土東小学校 PTA 活動に際し、皆様から多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

PTA 本部では、学校や地域との連携・意見交換をはじめ、各委員会活動のサポート、松の子まつりや松の子鑑賞会の実施、新たに地域の夏祭りパトロールなど、様々な活動に取り組んでまいりました。また、大和田小学校の分校記念イベントにおける花火の実施におきましても、皆様のご協力により盛大に開催することができ、子どもたちにとって心に残る大切な思い出となりました。ご協力いただきました全ての皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年度は、全 P アンケートの結果をもとに、大きな改革にも取り組みました。その過程においては、戸惑いやご不便・ご迷惑をおかけしたこともあったかと存じます。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

本改革は、「少しでも皆様の負担を軽減し、無理のない形で参加できる PTA を目指したい」という思いから進めてまいりました。本部内でも多くの議論を重ね、試行錯誤を繰り返しながら、ようやく一定の形として令和8年度を迎えることができました。

今後も、学校・地域・保護者の皆様との連携を大切にしながら、子どもたちのより良い環境づくりに努めてまいります。1年間、本当にありがとうございました。

《環境美化委員会》

天候にも恵まれ、大きなトラブルもなく、3回の落ち葉掃き、「レッツ・ジョイン！クリーン」活動が無事に実施することができました。本活動を通じて、学校環境の整備に貢献できたものと感じております。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

《広報委員会》

電子版広報紙『松ぼっくり第一号～五号』を「がくぷり」にて配信しました。

令和7年度は、PTA 主催の活動を中心に企画、取材しました。今までのような冊子ではなく、キャンバで作成した広報紙を PDF にして学プリにて配信しました。初めての取組で検討することも多く、委員みんなで知恵を出し合いながら進めました。

先生方をはじめ、PTA 本部、各委員会、取材させていただいた皆様、ご協力ありがとうございました。

《ベルマーク委員会》

令和7年度も各学期ベルマークを回収し、仕分け、集計作業を行いました。

絵画作品乾燥棚、レインボーリール、マルチタイマー、ボールかご約23万点分を購入し学校へ寄贈しました。

保護者の皆様、地域の皆様のご協力あつての活動とじております。

長年のご協力ありがとうございます。

《安全パトロール委員会》

今年度もたくさんの保護者の皆さまに登下校時はもちろん、地域の夏祭りや夜間など、さまざまな機会でのパトロールにご協力をいただきました。

防犯ボランティアの皆さまや先生方とともに、子どもたちの安全な登下校を見守ることができ、とても心強かったです。

ご多用の中、暑い日も寒い日も大雨の日も、ご協力をいただき本当にありがとうございました。

《松の子まつり実行委員会》

令和7年10月18日（土）、分校前最後となる松の子まつりを開催しました。

今回は初の試みとしてキッチンカーの出店やクイズ大会などを企画し、委員同士で協力しながら準備を進めました。当日は多くの子どもたちが訪れ、予想を超える盛況となりました。

開催にご理解・ご協力くださった保護者の皆さま、先生方、参加団体の皆さま、地域の皆さまに心より感謝申し上げます。一年間ありがとうございました。

《学年委員会》

令和7年度もここ数年の感染症での制限を受けることなく給食試食会・松の子鑑賞会を行うことができました。

給食試食会では、今年度は1学年の保護者のみの募集に関わらず例年よりも多くの保護者にご参加いただき、保護者同士でお話しされたり、和やかな雰囲気の中、完食にもご協力いただきました。栄養教諭からのビデオレターや配布資料に目を通していている保護者も多く、学校給食への興味・理解を深められたと思います。

松の子鑑賞会は太鼓と芝居のたまっ子座による太鼓ライブ「水の星」の公演を企画・運営しました。和太鼓演奏と紙芝居による児童・先生方を交えた参加型の公演でした。身近にある食材や紙で笛を作ったり、体験・参加を通して笑顔の見られる公演となり、日本の伝統的な楽器をより身近に知る機会となりました。

各自担当行事に責任を持って活動することができました。ご協力いただきました保護者のみなさま、また先生方に深く感謝申し上げます。1年間、ありがとうございました。

《卒業準備委員会》

卒業生への記念品と花束、担任の先生方へのプレゼント（児童と同じ記念品や花束）等を委員全員で検討し準備しました。記念品には学年カラーやマツネズミのイラストを取り入れることで小学校生活を振り返ることのできるようなデザインを考えました。

また、卒業式前日準備では体育館入り口の飾り付けをしました。花紙で学年スローガンを作り、児童にも先生方にも目にとめていただけるよう工夫をしました。

卒業準備金集金の際には6学年担任の先生方、保護者の皆様にもご協力いただきました。

ご協力いただきました先生方、保護者の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和7年度PTA会費収支報告書

令和8年3月31日

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

さいたま市立大砂土東小学校PTA

〔収 入〕

(単位:円)

科 目	本年度予算額	現行予算額	実収入	差 引	備 考
1. 会 費	3,330,600	3,330,600	3,603,250	272,650	PTA会費 ※1
2. 雑収入	0	0	13,038	13,038	利息
3. 前年度繰越金	3,229,700	3,229,700	3,229,700	0	令和6年度までの繰越累計
4. さいたま市地域防犯活動助成金	0	0	0	0	助成金8,100円は防犯活動助成金(特別会計)に振替
合 計	6,560,300	6,560,300	6,845,988	285,688	

※1 会員数793人(家庭数分743人、職員分50人)とし、一人当たり1ヶ月350円を得るものとし算出

〔支 出〕

科 目		本年度予算額	現行予算額	実支出	差 引	備 考
一般総務費	1. 事務費	680,000	680,000	157,431	522,569	事務用品・備品代(事務機器積立金100,000円特別会計へ)他
	2. 会議費	70,000	70,000	46,593	23,407	会議諸費用他
	3. 渉外費	25,000	25,000	17,000	8,000	地域お祝い金他
	4. 記念品費	830,000	830,000	799,561	30,439	卒業生への記念品・卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	50,000	30,000	20,000	会員への慶祝弔慰金
	6. 負担費	220,000	220,000	152,061	67,939	PTA活動総合補償制度保険料・市P協会費等
	7. 旅 費	10,000	10,000	942	9,058	出張交通費
	8. 表彰費	80,000	80,000	24,000	56,000	表彰・記念品代
	9. 総会費	5,000	5,000	0	5,000	総会・歓送迎会諸費用他
	10.研修費	10,000	10,000	0	10,000	研修補助費・講習会補助費他
	11.サークル助成費	20,000	20,000	20,000	0	レディバード・お父さんの会
	12.通信費	170,000	170,000	149,908	20,092	ネット環境セキュリティ代
	13.分校還元費	1,800,000	1,800,000	1,781,627	18,373	分校に伴うイベント等費用
	計	3,970,000	3,970,000	3,179,123	790,877	
委員会活動費	1. 環境美化委員会費	40,000	40,000	17,077	22,923	資源回収時経費他
	2. 広報委員会費	340,000	340,000	9,321	330,679	広報紙印刷代・写真・用紙代・郵送代他
	3. ベルマーク委員会費	27,000	27,000	11,570	15,430	ベルマーク集計時経費他
	4. 安全パトロール委員会費	120,000	120,000	106,320	13,680	全Pパトロール経費・防犯活動積立金(100,000円特別会計へ)他
	5. 学年委員会費	430,000	430,000	388,176	41,824	学年委員会活動費
	6. 選考委員会費	10,000	10,000	1,742	8,258	選考委員会活動費
	計	967,000	967,000	534,206	432,794	
学校後援費	1. 教育振興費	250,000	250,000	113,858	136,142	各種教材・パソコンインク代・安全対策費他
	2. 行事補助費	200,000	200,000	150,040	49,960	行事費用
	3. 整備費	380,000	380,000	333,109	46,891	校舎内外整備費用
	4. 動物飼育・植物栽培費	0	0	0	0	餌・種・苗代等
	5. 安全衛生費	40,000	40,000	25,581	14,419	薬品保健室用品等
	6. 渉外費	20,000	20,000	19,932	68	防犯ボランティア茶菓子代等
	7.ボランティア活動補助費	6,000	6,000	6,000	0	図書ボランティア・ソーイングボランティア活動(各3,000円)
	8.雑 費	5,000	5,000	0	5,000	
	計	901,000	901,000	648,520	252,480	
予備費		722,300	722,300	0	722,300	
合 計		6,560,300	6,560,300	4,361,849	2,198,451	

実収入 実支出 残 高
6,845,988 4,361,849 2,484,139

令和7年度 特別会計 収支決算書

報告期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

3月31日現在
(単位:円)

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金	766,674	団体資源回収運動 児童還元分	7,800
防犯活動積立金	100,000	団体資源回収運動 周年行事へ振替	120,220
事務機器積立金	100,000	防犯パトロール横断旗	11,847
団体資源回収運動 換金4月分	5,390		
防犯活動助成金	8,100		
団体資源回収運 補助金	27,200		
		支出合計	139,867
利息	1,418	次期繰越	868,915
合計	1,008,782	合計	1,008,782

*防犯活動積立金 現在の積立金残高 248,143
*事務機器積立金 現在の積立金残高 467,910

令和7年度 周年行事積立 定期積立状況

報告期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

3月31日現在
(単位:円)

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
前期繰越	2,795,981		
特別会計より積立	120,220		
		次期繰越	2,920,943
利息	4,742		
収入合計	2,920,943	合計	2,920,943

令和7年度 松の子みどり基金 収支決算書

報告期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

3月31日現在
(単位:円)

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
前期繰越	548,593		
		次期繰越	549,520
利息	927		
収入合計	549,520	合計	549,520

■令和7年度 ベルマーク 収支決算書

報告期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

3月31日現在

(単位:点)

収入点数		支払点数	
項目	点数	項目	点数
前期繰越	218,831	ベルマーク点数児童還元 とび箱・ドッジボール	57,225
前年度(令和6年度)3学期集計分	37,175	ベルマーク点数児童還元 ジュニア文庫	18,911
1学期集計分	44,059	ベルマーク点数児童還元 マルチタイマー	5,232
2学期集計分	48,346		
		支払点数	81,368
		次期繰越	267,043
収入点数合計	348,411	合計	348,411

■令和7年度 松の子まつり 収支決算書

報告期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

3月31日現在

(単位:円)

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
前期繰越	1,005,872	まつり経費	316,701
まつり売上(チケット代)	26,200	参加協力費	45,000
		臨時警備代	16,390
		支出合計	378,091
利息	1,436	次期繰越	655,417
収入合計	1,033,508	合計	1,033,508

令和8年度 PTA活動方針(案)

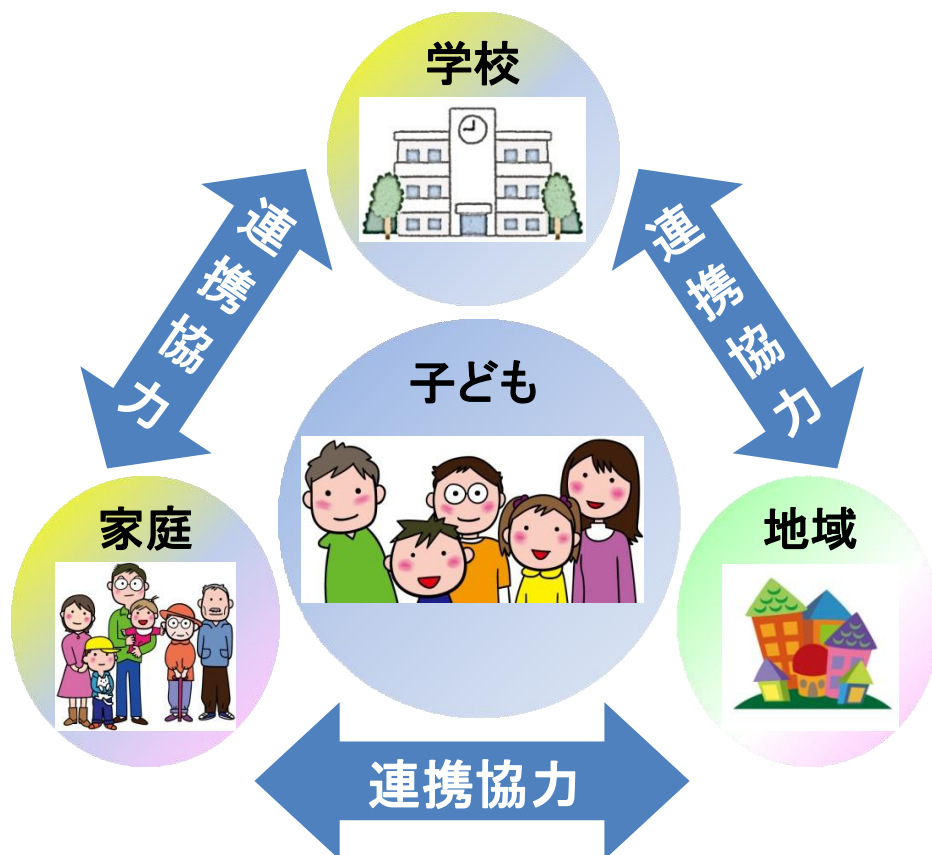
基本活動方針

心ひとつに力を合わせて
子どもたちの未来を創ろう

★大砂土東小学校コミュニティの形成 (子どもをとりまく 学校・家庭・地域のネットワーク作り)

主な活動内容

- ①よりよい教育環境づくりへ、PTAだからこそできる支援
- ②子どもたちの心身の安全・安心の確保への連携協力
- ③学校の教育活動、行事、諸活動への協力及び参加



令和8年度からのPTA活動は『できる時に、できることを』をコンセプトとし、その年度に同じ学校に通う子どもたちのために、無理ない中で、ご協力いただける活動・運営を目指します。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和8年度 活動計画 (案)

PTA本部

- ・ 総会の開催
- ・ 運営委員会の開催
- ・ 有志活動グループの企画・募集・運営
- ・ 各自治会、公民館の諸行事への参加、協力
- ・ 各種団体、講演会などへの出席
- ・ 近隣校の協議会及び諸行事への出席
- ・ 青少年育成 大砂土東地区会の運営協力
- ・ 市P協「PTA活動総合補償制度」の運用
- ・ PTA会費、特別会計の収支、管理
- ・ 『運営委員会だより』の配信
- ・ その他関連事項
- ・ 創立95周年行事の補佐

有志活動グループ

安全パトロール活動

- ・ 登下校パトロール
- ・ 学校公開日パトロール
- ・ 学区内まつりパトロール
- ・ 夜間パトロール
- ・ 登校班 編成

環境美化活動

- ・ 落ち葉掃き
- ・ 校内外クリーン活動
- ・ カーテン洗濯

ベルマーク活動

- ・ ベルマーク収集とその収益の還元

松の子鑑賞会活動

- ・ 『松の子鑑賞会』の企画と開催

松の子まつり活動

- ・ 『松の子まつり』の企画と開催

卒業準備活動

- ・ 卒業式の準備、会場設営協力
- ・ 卒業祝い品の検討、選定、準備

広報活動

- ・ 広報紙の発行
(Web・SNS媒体でのデジタル広報誌含む)

※令和8年5月14日より、専門委員会・学年委員会は廃止し、有志活動グループでの活動とする

※令和8年度は創立95周年行事を実施するため、松の子まつり活動の有志は募集せず。休止とする。

会則改定について

以下の会則について変更を提案します。また、表記の乱れ、誤字脱字も修正します。

なお、文章のインデント・全角半角文字の修正および統一につきましては新旧対比表には記載しておりません

<旧>	<新>
第2章 活動指針 第3章 会員 【会員資格と権利、義務】 <u>第5条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはこれに準ずる者と職員とし、すべての会員はPTA会則の下に平等の権利と義務を有する。</u> 【学校長の挙用】 <u>第6条 学校長の意見や要望が活動に反映されるよう努める。</u>	第2章 活動指針 【学校長の挙用】 <u>第5条 学校長の意見や要望が活動に反映されるよう努める。</u> 第3章 会員 【会員資格と権利、義務】 <u>第5条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはこれに準ずる者と職員とし、すべての会員はPTA会則の下に平等の権利と義務を有する。</u> 【学校長の挙用】 <u>第6条 学校長の意見や要望が活動に反映されるよう努める。</u> 【会員】 <u>第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望する次の者とする。すべての会員はPTA会則の下に平等の権利と義務を有する。</u> <u>1. 本校に在籍する児童の保護者（親権者、後見人、またはこれに準ずる養育者を含む）</u> <u>2. 本校に勤務する教職員</u> 【入会】 <u>第7条 会員となることを希望する者は、所定の入会申込書により入会の意思を表明するものとする。</u> 【退会】 <u>第8条 会員は退会の意思を表明することにより退会することができる。尚、次の場合は自動的に退会したものとする。</u> <u>1. 児童の卒業・転校等により在籍しなくなった場合</u> <u>2. 教職員が本校を離任した場合</u>
第4章 役員、会計監査委員および委員 【役員、会計監査委員および委員】 第7条 1. 役員 ① 会長 1名 (P1) ② 副会長 若干名 (T2を含む) ③ 書記 <u>2名</u> (<u>P2</u>) ④ 会計 3名 (P2. T1) ⑤ 会計補佐 1名 (T1)	第4章 役員、会計監査委員および委員 【役員、会計監査委員および委員】 第9条 1. 役員 ① 会長 1名 (P1) ② 副会長 若干名 (T2を含む) ③ 書記 <u>若干名</u> (<u>P1～</u>) ④ 会計 3名 (P2. T1) ⑤ 会計補佐 1名 (T1)

⑥ 参与 1 名 (校長) 2. 会計監査委員 3 名 (P3) 3. 委員 <u>学年委員・専門委員・選考委員</u> 若干名 【役員、会計監査委員及び委員の任務】 第 <u>8</u> 条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。 1. 会長はこの会を代表し会務を統括する。 2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。 3. 書記は会務を処理する。 4. 会計は会計事務にあたる。 5. 会計監査委員は会計処理に関し監査する。 <u>6. 学年委員は各学年、学級活動の推進、連絡、調整に当たる。</u> <u>7. 専門委員は各々の専門活動に当たる。</u> 8. 選考委員は役員および会計監査委員の候補者を選考し、総会に推薦する。 9. 参与はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。 【役員、会計監査委員及び委員の選出】 第 <u>9</u> 条 【役員、会計監査委員及び委員の任期】 第 <u>10</u> 条 第 5 章 機 関 【機関の種類】 第 <u>11</u> 条 この会に次の機関をおく。 1. 総会 2. 運営委員会 <u>3. 役員会</u> <u>4. 専門委員会</u> <u>5. 学年委員会</u> 6. 選考委員会 【総 会】 第 <u>12</u> 条 【運営委員会】 第 <u>13</u> 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、<u>専門委員長、学年委員長</u>で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。 1. 総会の決議に基づく会務の処理 2. 活動方針及び予算の立案 3. 総会議案の事前審議、承認	⑥ 参与 1 名 (校長) 2. 会計監査委員 3 名 (P3) 3. 委員 学年委員・専門委員・選考委員 若干名 【役員、会計監査委員及び委員の任務】 第 <u>10</u> 条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。 1. 会長はこの会を代表し会務を統括する。 2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。 3. 書記は会務を処理する。 4. 会計は会計事務にあたる。 5. 会計監査委員は会計処理に関し監査する。 6. 学年委員は各学年、学級活動の推進、連絡、調整に当たる。 7. 専門委員は各々の専門活動に当たる。 6. 選考委員は役員および会計監査委員の候補者を選考し、総会に推薦する。 7. 参与はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。 【役員、会計監査委員及び委員の選出】 第 <u>11</u> 条 【役員、会計監査委員及び委員の任期】 第 <u>12</u> 条 第 5 章 機 関 【機関の種類】 第 <u>13</u> 条 この会に次の機関をおく。 1. 総会 2. 運営委員会 3. 役員会 4. 専門委員会 5. 学年委員会 3. 選考委員会 <u>4. 有志活動グループ</u> 【総 会】 第 <u>14</u> 条 【運営委員会】 第 <u>15</u> 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員、専門委員長、学年委員長で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。 1. 総会の決議に基づく会務の処理 2. 活動方針及び予算の立案 3. 総会議案の事前審議、承認
--	--

4. 専門委員会、学年委員会、選考委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. 総会より付託された重要事項の審議、決定
7. 緊急を要する重要事項の審議、決定
8. その他必要事項の処理

【役員会】

第14条 役員会は役員で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、役員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 会全体の円滑な運営を行うための協議と諸準備
2. 緊急事項の決定
3. その他必要事項

【専門委員会】

第15条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。

各委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 環境美化委員会
 - ① 校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ② その他の必要事項
2. 広報委員会
 - ① 広報紙の発行
 - ② その他の広報活動
3. ベルマーク委員会
 - ① ベルマークに関する活動
 - ② その他必要事項
4. 安全パトロール委員会
 - ① 児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ② 児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③ 地域活動の推進、連絡、調整
 - ④ その他必要事項
5. 松の子まつり実行委員会
 - ① 松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ② 松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第16条 学年委員会は学年ごとに選出される学年委員および教員若干名で構成し、学年委員長が招集し次のことを行う。また学年委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 各学年、学級活動の推進、連絡、調整
2. 授業参観時、学級懇談会の開催協力
3. その他必要事項

【選考委員会】

第 17 条

4. 専門委員会、学年委員会、選考委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. 総会より付託された重要事項の審議、決定
7. 緊急を要する重要事項の審議、決定
8. 会全体の円滑な運営、有志活動の募集、支援
9. その他必要事項の処理

【役員会】

第14条 役員会は役員で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、役員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 会全体の円滑な運営を行うための協議と諸準備
2. 緊急事項の決定
3. その他必要事項

【専門委員会】

第15条 専門委員会は次の通りとし、各委員会、教職員若干名で構成し活動を行う。

各委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 環境美化委員会
 - ① 校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ② その他の必要事項
2. 広報委員会
 - ① 広報紙の発行
 - ② その他の広報活動
3. ベルマーク委員会
 - ① ベルマークに関する活動
 - ② その他必要事項
4. 安全パトロール委員会
 - ① 児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ② 児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③ 地域活動の推進、連絡、調整
 - ④ その他必要事項
5. 松の子まつり実行委員会
 - ① 松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ② 松の子まつりに付随する必要事項

【学年委員会】

第16条 学年委員会は学年ごとに選出される学年委員および教員若干名で構成し、学年委員長が招集し次のことを行う。また学年委員会は必要に応じて係を設けることができる。

1. 各学年、学級活動の推進、連絡、調整
2. 授業参観時、学級懇談会の開催協力
3. その他必要事項

【選考委員会】

第 16 条

【特別委員会】

第 18 条

第 19 条 総会の定足数は提出された議決権行使書を含め会員の 1/2 以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は議長が決める。議長は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く構成員の互選とする。

第 7 章 会 計

【会 費】

第 22 条 会費は一世帯当たり年額 4,200 円とし、前期(4 月～9 月)・後期(10 月～3 月)各 2,100 円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を役員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの会費については、年額 2,800 円とする。
2. 会期途中に転入してきた会員については、月割りにて会費を徴収する。

【特別委員会】

第 17 条

【有志活動グループ】

第 18 条 本会では次の有志活動グループを設け、運営委員会が活動者を募集し、活動を行う。

1.安全パトロール活動

- ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
- ②児童の福祉向上と生活環境の改善
- ③地域活動の推進、連絡、調整
- ④その他必要事項

2.環境美化活動

- ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
- ②その他の必要事項

3.ベルマーク活動

- ①ベルマークに関する活動
- ②その他必要事項

4.松の子鑑賞会活動

- ①松の子鑑賞会の企画運営に関する事項
- ②その他必要事項

5. 松の子まつり活動

- ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
- ②松の子まつりに付随する必要事項

6. 卒業準備活動

- ①卒業式の準備、会場設営に関する活動
- ②卒業祝い品の検討、選定、準備
- ③その他必要事項

7.広報活動

- ①広報紙(Web・SNS 媒体でのデジタル広報誌含む)の発行
- ②その他の広報活動

第 19 条 総会の定足数は提出された議決権行使書を含め会員の 1/2 以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は議長が決める。議長は運営委員会構成員の互選とする。

第 7 章 会 計

【会 費】

第 22 条 会費は一世帯当たり年額 4,000 円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を運営委員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの会費については、年額 2,800 円とする。
2. 会期途中に転入してきた会員については、次の期より会費を徴収する。

3. 会期途中に転出した会員への返金を行わない。 【会計規則、<u>慶弔</u>規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】 第 23 条 この会の会計規則、<u>慶弔</u>規定、旅費規定、サークル助成規定および表彰規定は別に定める。	3. 会期途中に転出した会員への返金を行わない。 【会計規則、<u>弔慰</u>規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】 第 23 条 この会の会計規則、<u>弔慰</u>規定、旅費規定、サークル助成規定および表彰規定は別に定める。
---	---

さいたま市立大砂土東小学校PTA会則（案）

第1章 総 則

【名称および事務局】

- 第1条 この会はさいたま市立大砂土東小学校PTA（以下大砂土東小PTAと記する）という。
事務局は同校内（〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地、電話（代）048-684-8003）におく。

【目 的】

- 第2条 この会は本校教育目標実現のために保護者と職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

【活 動】

- 第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 保護者と職員は児童の成長の導きとなるよう努める。
 2. 家庭と学校とが緊密な連携を図り、児童の生活を指導する。
 3. 児童の学習環境ならびに生活環境の整備に努める。
 4. 会員及び児童の体位向上と健康の増進を図る。
 5. この会の目的達成に必要な事項を行う。

第2章 活動指針

【活動要項】

- 第4条 この会は教育を本旨とし活動する民主的かつ自主的な団体として、次の活動要項を基調とする。
1. 学級、学年、地域での話し合いをもとに、会員相互の理解、親睦を深め、会員の総意を結集し活動する。
 2. この会の自主性を重んずるとともに、児童の教育ならびに社会福祉のために活動する他の団体及び機関とも協力を図る。
 3. 特定の政治団体や宗教団体に属する活動、及び営利を目的とする活動は行わない。
 4. この会の目的及び活動の利益を阻害するいかなる選挙活動ならびに、これに類似する一切の活動は行わない。
 5. この会は児童の教育に関し、学校や教育委員会に意見や要望を述べるとともに、学校運営への参画と協力に努める。
 6. 学校の人事及び経営管理等に干渉しない。

【学校長の挙用】

- 第5条 学校長の意見や要望が活動に反映されるよう努める。

第3章 会 員

【会員】

- 第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望する次の者とする。すべての会員はPTA会則の下に平等の権利と義務を有する。
1. 本校に在籍する児童の保護者（親権者、後見人、またはこれに準ずる養育者を含む）
 2. 本校に勤務する教職員

【入会】

- 第7条 会員となることを希望する者は、所定の入会申込書により入会の意思を表明するものとする。

【退会】

第 8 条 会員は退会の意思を表明することにより退会することができる。尚、次の場合は自動的に退会したものとす。

1. 児童の卒業・転校等により在籍しなくなった場合
2. 教職員が本校を離任した場合

第 4 章 役員、会計監査委員および委員

【役員、会計監査委員および委員】

第 9 条 この会の役員、会計監査委員及び委員は次のとおりとする。

1. 役員
 - ① 会長 1 名 (P1)
 - ② 副会長 若干名 (T2 を含む)
 - ③ 書記 若干名 (P1～)
 - ④ 会計 3 名 (P2, T1)
 - ⑤ 会計補佐 1 名 (T1)
 - ⑥ 参与 1 名 (校長)
2. 会計監査委員 3 名 (P3)
3. 委員
選考委員 若干名

【役員、会計監査委員及び委員の任務】

第 10 条 役員、会計監査委員及び委員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。
3. 書記は会務を処理する。
4. 会計は会計事務にあたる。
5. 会計監査委員は会計処理に関し監査する。
6. 選考委員は役員および会計監査委員の候補者を選考し、総会に推薦する。
7. 参与はあらゆる会議に出席し意見を述べることができる。

【役員、会計監査委員及び委員の選出】

第 11 条 役員、会計監査委員及び委員の選出は選考規定による。

【役員、会計監査委員及び委員の任期】

第 12 条 役員、会計監査委員及び委員の任期は総会から次年度の総会までとし再任を妨げない。尚、欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 機 関

【機関の種類】

第 13 条 この会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 選考委員会
4. 有志活動グループ

【総 会】

第 14 条 総会はこの会の最高決議機関であって、毎年度のはじめに会長が招集し次のことを行う。
ただし会長が必要と認めたとき、または会員の 1/3 以上の請求があった場合は臨時に開催することができる。また、総会の開催方式は対面参集に加え、書面、オンラインを認める。

毎年度初めの定期総会においては、次のことを行う。

1. 会則の制定及び改廃
2. 予算及び決算
3. 活動の方針と報告
4. その他の重要事項

【運営委員会】

第 15 条 運営委員会はこの会の執行機関で、役員で構成し、会長が招集し次のことを行う。また、運営委員会の開催方式は対面参集に加え、必要に応じて書面、オンラインを認める。

1. 総会の決議に基づく会務の処理
2. 活動方針及び予算の立案
3. 総会議案の事前審議、承認
4. 選考委員会の活動計画および執行状況の検討、調整
5. 会の資産の管理
6. 総会より付託された重要事項の審議、決定
7. 緊急を要する重要事項の審議、決定
8. 会全体の円滑な運営、有志活動の支援
9. その他必要事項の処理

【選考委員会】

第 16 条 選考委員会は役員および会計監査委員の候補者を選考し、本人の承諾を得て総会に推薦する。

【特別委員会】

第 17 条 この会の運営に関し、特別な事項について必要があるときは運営委員会の決定にて特別委員会を設けることができる。

【有志活動グループ】

第 18 条 本会では次の有志活動グループを設け、運営委員会が活動者を募集し、活動を行う。

1. 安全パトロール活動
 - ①児童の交通安全及び校外生活に関する事項
 - ②児童の福祉向上と生活環境の改善
 - ③地域活動の推進、連絡、調整
 - ④その他必要事項
2. 環境美化活動
 - ①校内外の環境美化、リサイクルに関する事項
 - ②その他の必要事項
3. ベルマーク活動
 - ①ベルマークに関する活動
 - ②その他必要事項
4. 松の子鑑賞会活動
 - ①松の子鑑賞会の企画運営に関する事項
 - ②その他必要事項
5. 松の子まつり活動
 - ①松の子まつり全般の企画運営に関する事項
 - ②松の子まつりに付随する必要事項
6. 卒業準備活動
 - ①卒業式の準備、会場設営に関する活動
 - ②卒業祝い品の検討、選定、準備
 - ③その他必要事項
7. 広報活動
 - ①広報紙(Web・SNS 媒体でのデジタル広報誌含む)の発行

第6章 会議の定足数と議長

【総会の定足数と議長】

第19条 総会の定足数は提出された議決権行使書を含め会員の1/2以上とし、議決は運営委員会構成員及び会計監査委員を除く出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は議長が決める。
議長は運営委員会構成員の互選とする。

【運営委員会の定足数と議長】

第20条 運営委員会の定足数は構成員の1/2以上とし、議決は出席者の過半数の同意による。議長は招集者がこれにあたる。

第7章 会 計

【財 源】

第21条 この会の運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

【会 費】

第22条 会費は一世帯当たり年額 4,000 円とする。ただし事情のある会員については、会長・参与・会計補佐の三者で協議し、減免することができる。その場合、世帯数を運営委員会に報告する。

1. 前項の規定に関わらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会費については、年額 2,800 円とする。
2. 会期途中に転入してきた会員については、次の期より会費を徴収する。
3. 会期途中に転出した会員への返金を行わない。

【会計規則、弔慰規定、旅費規定、サークル助成規定、表彰規定】

第23条 この会の会計規則、弔慰規定、旅費規定、サークル助成規定および表彰規定は別に定める。

【会 計 責 任】

第24条 この会の会計について運営委員会の連帯責任とする。

【会 計 年 度】

第25条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 その他

【個人情報取扱】

第26条 この会の個人情報取扱規則は別に定める。

附 則 1. この会則の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 昭和37年5月20日施行	昭和39年3月15日改定	昭和41年4月17日改定
昭和42年3月26日改定	昭和46年5月23日改定	昭和52年2月17日改定
昭和54年4月11日改定	昭和62年4月28日改定	昭和62年12月7日改定
平成1年4月28日改定	平成4年4月24日改定	平成7年4月28日改定
平成8年3月25日改定	平成9年5月2日改定	平成10年5月1日改定
平成11年4月30日改定	平成14年5月2日改定	平成17年5月6日改定
平成21年12月18日改定	平成24年5月11日改定	平成25年5月10日改定
平成26年5月9日改定	平成27年5月8日改定	平成29年5月12日改定
平成30年5月11日改定	令和2年7月31日改定	令和4年5月13日改定
令和6年3月8日改定	令和7年5月16日改定	令和8年5月14日改定

規則・規定改定について
以下の規則・規定について変更を提案します。また、表記の乱れ、誤字脱字も修正します。
なお、文章のインデント・全角半角文字の修正および統一につきましては新旧対比表には記載しておりません。

<旧>

慶弔規定 第1条 この会の会則第23条の慶弔規定についてはこの規定による。 <table><tr><th>種別</th><th>該当者</th><th>金額、その他</th></tr><tr><td>結婚、出産</td><td>職員</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>死亡</td><td>児童の保護者 児童・職員</td><td>5,000円および献花（献花は児童が会葬時のみとしその本数）</td></tr><tr><td>火事見舞</td><td>全会員</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>傷病見舞</td><td>児童・職員</td><td>連続1カ月以上の入院 5,000円</td></tr><tr><td>PTA活動中の事故</td><td>全会員・児童</td><td>さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による</td></tr><tr><td>会員および児童以外の慶祝弔慰</td><td>PTAに関わる関係者</td><td>役員会で相談し慶祝弔慰をあらわす</td></tr></table> 第2条 その他必要と認められる慶弔の場合には役員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。 サークル助成規定 第3条 PTA会員を主たる構成員とする10名以上で構成され、役員会、運営委員会の審議了承を得なければならない。			種別	該当者	金額、その他	結婚、出産	職員	5,000円	死亡	児童の保護者 児童・職員	5,000円および献花（献花は児童が会葬時のみとしその本数）	火事見舞	全会員	5,000円	傷病見舞	児童・職員	連続1カ月以上の入院 5,000円	PTA活動中の事故	全会員・児童	さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による	会員および児童以外の慶祝弔慰	PTAに関わる関係者	役員会で相談し慶祝弔慰をあらわす
種別	該当者	金額、その他																					
結婚、出産	職員	5,000円																					
死亡	児童の保護者 児童・職員	5,000円および献花（献花は児童が会葬時のみとしその本数）																					
火事見舞	全会員	5,000円																					
傷病見舞	児童・職員	連続1カ月以上の入院 5,000円																					
PTA活動中の事故	全会員・児童	さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による																					
会員および児童以外の慶祝弔慰	PTAに関わる関係者	役員会で相談し慶祝弔慰をあらわす																					

<新>

特別会計規定 第4条 松の子みどり基金 2. 支出 (3) その他（特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。） 第5条 ベルマーク特別会計 2. 支出 (2) その他（特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。） 第6条 松の子まつり特別会計 2. 支出 (3) その他（特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。） 弔慰規定 第1条 この会の会則第23条の弔慰規定についてはこの規定による。 <table><tr><th>種別</th><th>該当者</th><th>金額、その他</th></tr><tr><td>結婚、出産</td><td>職員</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>死亡</td><td>児童の保護者 児童・職員</td><td>5,000円および献花（献花は児童が会葬時のみとしその本数）</td></tr><tr><td>火事見舞</td><td>全会員</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>傷病見舞</td><td>児童・職員</td><td>連続1カ月以上の入院 5,000円</td></tr><tr><td>PTA活動中の事故</td><td>全会員・児童</td><td>さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による</td></tr><tr><td>会員および児童以外の慶祝弔慰</td><td>PTAに関わる関係者</td><td>運営委員会で相談し慶祝弔慰をあらわす</td></tr></table> 第2条 その他必要と認められる弔慰の場合には運営委員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。 サークル助成規定 第3条 PTA会員を主たる構成員とする10名以上で構成され、役員会、運営委員会の審議了承を得なければならない。			種別	該当者	金額、その他	結婚、出産	職員	5,000円	死亡	児童の保護者 児童・職員	5,000円および献花（献花は児童が会葬時のみとしその本数）	火事見舞	全会員	5,000円	傷病見舞	児童・職員	連続1カ月以上の入院 5,000円	PTA活動中の事故	全会員・児童	さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による	会員および児童以外の慶祝弔慰	PTAに関わる関係者	運営委員会で相談し慶祝弔慰をあらわす
種別	該当者	金額、その他																					
結婚、出産	職員	5,000円																					
死亡	児童の保護者 児童・職員	5,000円および献花（献花は児童が会葬時のみとしその本数）																					
火事見舞	全会員	5,000円																					
傷病見舞	児童・職員	連続1カ月以上の入院 5,000円																					
PTA活動中の事故	全会員・児童	さいたま市P協「PTA活動総合補償制度」による																					
会員および児童以外の慶祝弔慰	PTAに関わる関係者	運営委員会で相談し慶祝弔慰をあらわす																					

表 彰 規 定

第4条 被表彰者の選考基準は次の各項のとおりとする。

1. 特に表彰にあたいすると認めた者。
2. 転任および退職の職員。
3. 関係諸団体で表彰にあたいすると認められた場合。
4. 本校児童で善行があり、学校長より推薦があった者。

選 考 規 定 施 行 細 則

3. 選考委員は、運営委員会、および各委員会へ必要に応じて出席することが可能である。
ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。

選 出 規 定

第1条 学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年より立候補者で構成する。安全パトロール委員については地区からの選出とする。

第2条 各委員会正副委員長は学年委員及び各専門委員の互選とする。

第3条 役員および会計監査委員を除く各委員ならびに委員長については、総会までに選出するものとする。

第4条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員、選考委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第5条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

個人情報取扱規則

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の配付
2. 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
3. PTA行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿
4. その他PTA活動として必要な事項

表 彰 規 定

第4条 被表彰者の選考基準は次の各項のとおりとする。

1. 特に表彰にあたいすると認めた者。
- ~~2. 転任および退職の職員。~~
- ~~3. 関係諸団体で表彰にあたいすると認められた場合。~~
2. 本校児童で善行があり、学校長より推薦があった者。

選 考 規 定 施 行 細 則

3. 選考委員は、運営委員会、および各会議へ必要に応じて出席することが可能である。
ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。

選 出 規 定

~~第1条 学年委員は各学年の適正人数を選出する。専門委員は全学年より立候補者で構成する。安全パトロール委員については地区からの選出とする。~~

~~第2条 各委員会正副委員長は学年委員及び各専門委員の互選とする。~~

第1条 選考委員ならびに選考委員長については、総会までに選出するものとする。

第2条 役員、会計監査委員、専門委員、学年委員、選考委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第3条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

個人情報取扱規則

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

1. PTA活動名簿の作成および管理（会員名簿、役員名簿、登校班名簿、有志活動の名簿、PTA行事等の名簿、選考委員会名簿、選出名簿）
2. 文書配付
3. 有志活動の募集、開催通知
4. PTA活動に関するご連絡・ご案内
5. 協力金集金

さいたま市立大砂土東小学校PTA規則・規定

会 計 規 則

- 第1条 この会の会則第23条に基づく会計に関する処理及び会計監査についてはこの規則による。
- 第2条 次の場合は運営委員会の審議了承を得なければならない。
1. 予算の各項を流用するとき。
 2. 予備費より支出するとき。
 3. 特別な活動に要する特別会計を設けるとき。
- 第3条 予算の項目を流用するときは運営委員会の審議了承を得なければならない。
- 第4条 会計は年度の会計報告書を作成し、運営委員会の審議を経て総会に報告する。
- 第5条 会計は次の帳簿を記帳し保管する。
1. 会費徴収簿
 2. 収支状況経過報告書
 3. 金銭出納簿
 4. 証ひょう書類
 5. 備品台帳
 6. その他必要な帳簿
- 第6条 会計監査委員は毎年前期と後期の2回会計監査を実施しなければならない。
- 第7条 会計監査委員は次の事項について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
1. 予算の運用及びその適否
 2. 収入及び支出の適否
 3. 帳簿、及び証ひょう書類の適否
 4. 備品管理の適否
 5. 現金の確認
 6. その他必要と認める事項
- 第8条 各帳簿、証ひょう書類及び会計報告書は年度別に整理し5年間これを保存しなければならない。
- 附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。
2. 昭和37年 5月20日施行 昭和39年 3月15日改定 昭和52年 2月17日改定
平成 7年 4月28日改定 平成13年 5月 2日改定 平成21年12月18日改定
令和 7年 5月16日改定

特 別 会 計 規 定

- 第1条 この会の会計規則第2条の3にて設けられた会計はこの規定により運用する。
- 第2条 特別会計はPTA会費外の収入および会費からの支出金を原資とし、複数年度にわたる活動資金とする。
1. 原資 （拠出元）
 - (1) 団体資源回収運動補助金（さいたま市）
 - (2) レッツ・ジョイン！クリーン活動助成金（青少年育成大砂土東地区会）
 - (3) 防犯活動積立金（PTA一般会計）
 - (4) 事務機器積立金（PTA一般会計）
 2. 支出
 - (1) 資源回収手数料（支出にあたっては、運営委員会の承認を要する。）
 - (2) 児童リサイクル活動補助金
 - (3) 周年行事積立
 - (4) 防犯活動備品購入費（腕章、手旗等。購入時は運営委員会の承認を要する。）
 - (5) 事務機器更新にかかる経費（更新にあたっては、内容、金額について運営委員会の承認を要する。）
 - (6) 児童及び学校への還元（還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。）
- 第3条 周年行事積立は特別会計からの支出金およびPTA一般会計予備費からの必要額を原資とし、周年行事における活動資金とする。

百周年事業費目標額 三百万円

1. 原資

- (1) 特別会計からの拠出金
- (2) 周年行事剰余金
- (3) 一般会計予備費からの拠出金(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)
- (4) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)

2. 支出

- (1) 周年行事活動費(活動にあたっては、周年行事特別会計を設け、活動内容について運営委員会の承認を要する。)
- (2) その他(特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。)

第4条 松の子みどり基金は松の子まつり特別会計からの支出金を原資とし、校内のみどり保全における活動資金とする。

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) その他(資金の受け入れについて、運営委員会の承認を要する。)

2. 支出

- (1) 保全活動用品
- (2) 樹木の植え付け(高額な樹木の植え付けは運営委員会の承認を要する。)
- (3) その他(特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。)

第5条 ベルマーク特別会計はベルマーク収集点数を原資とし、児童、学校への還元を行う。

1. 原資

- (1) ベルマーク収集点数

2. 支出

- (1) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)
- (2) その他(特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。)

第6条 松の子まつり特別会計は松の子まつり収益金および会費からの支出金を原資とし、松の子まつりの開催および児童・学校への還元を行う。

1. 原資

- (1) 松の子まつり収益金
- (2) 松の子まつり開催補助金(P T A一般会計委員会活動費)
- (3) その他(資金の受け入れについて運営委員会の承認を要する。)

2. 支出

- (1) 松の子まつり開催にかかる経費(予算を含めた実施計画について運営委員会の承認を要する。)
- (2) 児童・学校への還元(還元については、還元内容・金額について運営委員会の承認を要する。)
- (3) その他(特別な支出を要する場合は総会の承認を要する。)

第7条 新たに特別会計を設けた場合、本規定を見直すこととする。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- 2. 平成24年5月11日施行 平成25年3月8日改定 平成26年3月12日改定
令和5年3月6日改定 令和6年3月8日改定 令和7年5月16日改定
令和8年5月14日改定

弔 慰 規 定

第1条 この会の会則第23条の弔慰規定についてはこの規定による。

種 別	該 当 者	金 額 、 そ の 他
死 亡	児 童 の 保 護 者 児 童 ・ 職 員	5,000 円および献花（献花は児童が会葬時のみとしその本数）
P T A 活 動 中 の 事 故	全 会 員 ・ 児 童	さいたま市 P 協「PTA 活動総合補償制度」による
会 員 お よ び 児 童 以 外 の 弔 慰	P T A に 関 わ る 関 係 者	運営委員会 で相談し弔慰をあらわす

第2条 その他必要と認められる弔慰の場合には運営委員会にはかり決定する。但し、緊急を要する場合会長がこれを処理することができる。

第3条 一切の返礼行為はおこなわない。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- | | | |
|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 2. 昭和 39 年 3 月 15 日施行 | 昭和 46 年 5 月 23 日改定 | 昭和 52 年 2 月 17 日改定 |
| 昭和 54 年 5 月 11 日改定 | 昭和 57 年 4 月 28 日改定 | 昭和 59 年 4 月 28 日改定 |
| 平成 4 年 4 月 24 日改定 | 平成 7 年 4 月 28 日改定 | 平成 17 年 5 月 6 日改定 |
| 平成 20 年 5 月 2 日改定 | 平成 21 年 12 月 18 日改定 | 平成 24 年 12 月 7 日改定 |
| 令和 6 年 3 月 8 日改定 | 令和 7 年 5 月 16 日改定 | 令和 8 年 5 月 14 日改定 |

旅 費 規 定

第1条 この会の会則第23条の旅費規定についてはこの規定による。

第2条 会務による出張は実費を支給する。なお、報告は運営委員会にて行う。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- | | | |
|-----------------------|--------------------|---------------------|
| 2. 昭和 39 年 3 月 15 日施行 | 昭和 46 年 5 月 23 日改定 | 昭和 52 年 2 月 17 日改定 |
| 昭和 62 年 4 月 28 日改定 | 平成 4 年 4 月 24 日改定 | 平成 21 年 12 月 18 日改定 |
| 令和 7 年 5 月 16 日改定 | | |

サークル助成規定

第1条 この会の会則第23条のサークル助成規定については、この規定による。

第2条 サークル活動の目的は、会員相互の親睦と修養とし、自主的運営を原則とする。

第3条 P T A 会員を主たる構成員とする 10 名以上で構成され、運営委員会の審議了承を得なければならない。

第4条 学校施設を利用する場合は、原則として放課後とする。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

- | | | |
|-----------------------|---------------------|-------------------|
| 2. 平成 11 年 4 月 30 日施行 | 平成 21 年 12 月 18 日改定 | 令和 7 年 5 月 16 日改定 |
| 令和 8 年 5 月 14 日改定 | | |

表 彰 規 定

第1条 この会の会則第23条の表彰規定についてはこの規定による。

第2条 この会の目的達成に尽力し、同時にこの会の振興発展のため功績が顕著なものを表彰する。

第3条 被表彰者の選定は、運営委員会で決定する。

第4条 被表彰者の選考基準は次の各項のとおりとする。

1. 特に表彰にあたいすると認めた者。
2. 本校児童で善行があり、学校長より推薦があった者。

第5条 表彰は表彰状または感謝状を贈り、あわせて記念品または金一封を贈呈する。尚、記念品

ならびに金一封は3,000円程度とする。

第6条 表彰は次年度の総会において行う。ただし事情によっては臨時にこれを行うことができる。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 昭和42年3月26日施行	昭和52年2月17日改定	昭和62年12月7日改定
平成4年4月24日改定	平成8年3月25日改定	平成11年4月30日改定
平成21年12月18日改定	令和7年5月16日改定	令和8年5月14日改定

選考規定

第1条 この会の会則第9条の役員、会計監査委員および委員の選出はこの規定による。

第2条 役員、および会計監査委員の候補者選考は毎年、選考委員会を設けて決める。

選考規定施行細則

1. 選考委員会の委員については代理を認めない。
2. 選考委員で役員、会計監査委員の候補者に推薦され、これを承諾した者は選考委員の資格を失う。
3. 選考委員は、運営委員会、および各会議へ必要に応じて出席することが可能である。ただし、選考に関わる意見を述べる事はできない。
4. 選考委員の任期は、総会から次年度の総会までとし、再任を妨げない。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 昭和53年5月10日施行	平成7年4月28日改定	平成12年5月2日改定
平成13年5月2日改定	平成21年12月18日改定	令和6年3月8日改定
令和7年5月16日改定	令和8年5月14日改定	

選出規定

第1条 選考委員ならびに選考委員長については、総会までに選出するものとする。

第2条 役員、会計監査委員、選考委員は他の委員を兼任または代理することはできない。

第3条 職員からの委員候補者については、学校長の推薦を得て総会で選任する。

附 則 1. この規定の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 昭和39年3月15日施行	昭和40年3月7日改定	昭和41年4月17日改定
昭和42年3月26日改定	昭和46年5月23日改定	昭和52年2月17日改定
昭和53年5月10日改定	昭和62年12月7日改定	平成1年4月28日改定
平成4年4月24日改定	平成8年3月25日改定	平成13年5月2日改定
平成14年5月2日改定	平成21年12月18日改定	平成25年3月8日改定
平成26年3月12日改定	平成29年5月12日改定	令和5年3月6日改定
令和7年5月16日改定	令和8年5月14日改定	

個人情報取扱規則

第1条 さいたま市立大砂土東小学校PTA（以下、「PTA」と記する）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員とする。

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に

明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

1. P T A活動名簿の作成および管理（会員名簿、役員名簿、登校班名簿、有志活動の名簿、P T A行事等の名簿、選考委員会名簿、選出名簿）
2. 文書配付
3. 有志活動の募集、開催通知
4. P T A活動に関するご連絡・ご案内
5. 協力金集金

1. 会費集金、管理、P T A活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配付
2. 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
3. P T A行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿
4. その他P T A活動として必要な事項

第8条 P T Aは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第14条 P T Aは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるP T A副会長及びP T A会長に報告しなければならない。

第16条 P T AはP T A役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 P T Aは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則 1. この規則の改廃は総会の決議を経なければならない。

2. 平成30年5月11日施行 令和6年3月8日改定 令和7年5月16日改定

令和8年5月14日改定

令和8年度PTA会費予算(案)

さいたま市立大砂土東小学校PTA

(収 入)

	科 目	令和7年度予算案	令和8年度予算案	備 考
1	会 費	3,330,600	1,800,000	PTA会費※1
2	雑収入	0	0	利息など
3	繰越金	3,229,700	2,484,139	令和7年度繰越額
	合 計	6,560,300	4,284,139	

※1 会員が450世帯とし、年4,000円を得るものとし算出

(支 出)

	科 目	令和7年度予算案	令和8年度予算案	備 考
一般総務費	1. 事務費	680,000	400,000	事務用品、消耗品、備品代(事務機器積立金50,000含む) 保護者証減額、がくぶり集金手数料
	2. 会議費	70,000	5,000	会議諸費用他
	3. 渉外費	25,000	20,000	地域お祝い金他
	4. 記念品費	830,000		卒業生への記念品、卒業お祝い品代
	5. 慶弔費	50,000	10,000	会員への慶弔弔慰金
	6. 負担費	220,000	160,000	PTA活動総合補償制度保険料、市P協会費等
	7. 旅費	10,000	5,000	出張交通費
	8. 表彰費	80,000	20,000	表彰、記念品代
	9. 総会費	5,000		総会・歓送迎会諸費用他
	10. 研修費	10,000		研修補助費、講習会補助費他
	11. サークル助成費	20,000	20,000	レディバード、お父さんの会
	12. 通信費	170,000	160,000	ネット環境セキュリティ代、がくぶり代他
	13. 分校還元費	1,800,000		分校イベント費用他
	計	3,970,000	800,000	
(委員会)活動費	1. 環境美化委員会費	40,000		レッツ・ジョイン!クリーン活動イベント費用、諸経費他
	2. 広報委員会費	340,000		広報紙印刷代、写真・用紙代、郵送代他
	3. ベルマーク委員会費	27,000		ベルマーク集計時経費他
	4. 安全パトロール委員会費	120,000		全パトロール経費、防犯活動積立金はなし
	5. 学年委員会費	430,000		学年委員会活動費、松の子鑑賞会
	6. 選考委員会費	10,000	3,000	選考委員会活動費
	7. 松の子まつり実行委員会費	0		
	8. 本部(環境美化)		156,000	カーテン洗濯(委託費用)、諸経費他
	9. 本部(広報)		20,000	広報紙印刷代、写真・用紙代、郵送代他
	10. 本部(ベルマーク)		20,000	ベルマーク集計時経費他
	11. 本部(安全パトロール)		10,000	登校班編成電話・SMS代他
	12. 本部(卒業記念)		412,000	卒業記念品代、紅白まんじゅう代
	13. 本部(松の子鑑賞会)		400,000	松の子鑑賞会
	計	967,000	1,021,000	
学校後援費	1. 教育振興費	250,000		各種教材、パソコンインク代、安全対策費他
	2. 行事補助費	200,000	182,000	入学・卒業花代
	3. 整備費	380,000	300,000	トイレ・体育館マット代、モップ代他
	4. 動物飼育・植物栽培費	0		餌、種、苗代等
	5. 安全衛生費	40,000	10,000	薬品、保健室用品等
	6. 渉外費	20,000	20,000	防犯ボランティア茶菓子代等
	7. ボランティア活動補助費	6,000	6,000	図書ボランティア・ソーイングボランティア(各3,000円)
	8. 雑費	5,000		
	計	901,000	518,000	
	予備費	722,300	1,945,139	
	合 計	6,560,300	4,284,139	



議決権行使アンケート_QA一覧

No.	分類	ご意見	本部回答
1	PTA加入	PTAに入会されない方のデメリットは何かあるのかを教えてください。 入会されない方のデメリットがなさすぎて、入会されない選択をされる方が増えそうに思えます。	PTAは任意加入の団体であるため、未加入であることによって、お子さまが学校生活の中で不利益を受けることはありません。一方で、PTA活動は、会員の皆さまからの協力金や、保護者の皆さまのボランティアによって支えられております。そのため、加入世帯や協力いただける方が減少した場合には、行事や学校支援の規模縮小、内容の見直しが必要となる可能性がございます。 PTAへの参加は、役員や係を担うことだけではなく、協力金で活動を支えること、アンケートに回答すること、できる範囲でお手伝いいただくことなど、さまざまな形があると考えております。 今後も、各ご家庭のご事情に合わせて、「できるときに、できることを」を大切にしながら、無理なく参加いただけるPTAを目指してまいります。
2	PTA加入	今回の変革で、加入世帯数がどれくらい減ったのか知りたいです。	ご意見ありがとうございます。 今年度のPTA加入状況につきましては、5月1日現在で約73%のご家庭にご加入いただいております。 PTAが任意加入であることを明確にしたうえで、約73%のご家庭にご加入いただいていることは、他校のPTA改革時の状況と比較しても高い水準であると捉えております。多くの保護者の皆さまに本部の方針をご理解いただき、ご協力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。 PTAは任意加入の団体であり、加入・未加入は各ご家庭で選択いただくものです。また、加入・未加入によって、お子さまの学校生活や教育環境に差が生じることをないよう運営することが大切であると考えております。 一方で、PTA活動は、加入いただいているご家庭からの協力金や、保護者の皆さまのご協力によって支えられております。加入状況の変化は、今後の活動内容や予算にも関わる重要な課題であると受け止めております。 今後も、加入状況や予算状況を踏まえながら、活動内容の見直しや、持続可能なPTA運営について検討してまいります。
3	活動内容	95周年記念イベントが中止になるそうですが、その理由と代替イベント等の有無について教えてください。	95周年行事につきましては、中止となったわけではございません。 学校側と協議を重ねた結果、学校主催という形で実施していく方向となっております。 PTAとしても、必要に応じて協力・支援を行ってまいります。 詳細につきましては、今後あらためて学校よりご案内予定ですので、よろしくお願いいたします。

No.	分類	ご意見	本部回答
4	会費	PTA会費を支払う家庭と支払わない家庭があることに疑問です。活動に参加する家庭が有志も金額も負担、入会しない家庭も同等の環境が与えられ、扱いが変わらないというのは疑問を感じます。入会数が大幅に減少した場合はどうなるのでしょうか。入会家庭が金額を補うのでしょうか。 八幡中学校がその点を問題視、改善を行ったようです。対応をご検討いただきたいです。	協力金（会費）をご負担いただいているご家庭と、そうでないご家庭との公平性につきましては、本部としても大切な課題であると受け止めております。 PTAは任意加入の団体であるため、加入・未加入によって児童への対応に差を設けることは致しません。 有志活動につきましては、本年度よりPTAに入会することで、何かしらの活動へ参加しなければならないという形を廃止し、反対にPTAに入会されていない方でもご参加いただける形に変更しました。非加入を選択された場合でも、「できる時に、できることを」の形で、ご協力いただけますと大変ありがたく存じます。 それぞれのご家庭の事情や状況に合わせ、無理のない範囲で関わっていただければと考えております。 協力金につきましては、できる限り値上げを行う方向は避けたいと考えております。集まった協力金の範囲内で運営を行うことを基本とし、必要に応じて活動内容や学校支援の規模を見直しながら、無理のない形で継続していけるよう検討してまいります。 大砂土東小PTAは、定期的に行われている近隣校PTA役員との交流会等を通じて、各校の運営状況や取り組み内容について情報共有・意見交換を行っております。近隣校の事例も参考にしながら、本校PTAとしての今後の運営や活動のあり方について継続的に検討・改善を進めてまいります。
5	会費	会費は全員が負担、活動は人数を記載して募集し、必須ではなくやれる人がやるとした方が良いかと思えます。	「活動は必須ではなく、やれる人がやる形がよい」というご意見は、今回の見直しの方向性とも重なる部分があると考えております。 これまでのアンケート等でも、「活動の強制感を減らしてほしい」、「各家庭の事情に合わせて参加できる形にしてほしい」というご意見をいただいております。そのため、今後の活動参加については、有志制を基本とし、必要な人数や活動内容を分かりやすくお知らせしたうえで、協力いただける方を募る形を検討しております。 一方で、協力金につきましては、PTAが任意加入の団体であることを踏まえ、全家庭から一律に負担いただく形ではなく、任意加入を前提とした運営へ移行しております。いただいたご意見は、今後のPTA運営や協力金のあり方を検討するうえで、参考とさせていただきます。

No.	分類	ご意見	本部回答
6	会費	PTA会費を払わないご家庭のお子さんの卒業記念品などの費用はどこから支出されるのでしょうか。	卒業記念品等につきましては、PTA会員の皆さまからいただいた協力金の範囲内で実施しております。 PTAは任意加入の団体である一方で、子どもたちの学校生活において、加入・未加入によって児童間に差が出ることは、できる限り避けたいと考えております。 ただし、加入状況や予算状況によっては、これまでと同じ内容での実施が難しくなる可能性もございます。その場合には、内容の見直しや縮小、実施方法の変更などを検討してまいります。限られた予算の中でも、子どもたちのためにできる支援を継続できるよう努めてまいります。
7	会則規則	会則9条で「副会長はT2を含む」のままになっていますが、教頭先生の人数が減ったためT1になるのかなと思いました。ご確認よろしくお願い申し上げます。	ご確認ありがとうございます。ご指摘のとおり、こちらは「T1」が正しい表記となります。 会則見直しの際、大和田小学校との分校に伴い、教頭先生の配置人数が当時まだ不明確であったため、「T2」の表記が残ったままとなっております。確認不足により、誤った表記となってしまう申し訳ございません。次回総会の議案として修正いたします。 ご指摘いただき、ありがとうございました。
8	その他	審議事項の内容が確認できておりませんので賛成も反対も致しかねます。	審議事項の内容につきましては、配信しております総会資料へ記載しておりますので、ご確認いただけますと幸いです。わかりづらい資料となってしまう申し訳ございません。今後はよりわかりやすい資料作成に努めてまいります。

この他にも、感謝や激励のお言葉を多数いただいております。温かいお言葉、本当にありがとうございます。
すべてをご紹介したいところではありますが、数が多いため、まとめてのお礼とさせていただきます。

今後も、ご意見・ご質問・ご不明な点などございましたら、どうぞ遠慮なくPTA本部メールまでお寄せください。
皆さまのお声を大切にしながら、より良いPTA運営を目指してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。